

全国種子条例対照表(13道県条例、熊本県条例案)

道県	熊本県	北海道	宮城県	山形県	栃木県	埼玉県	新潟県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	兵庫県	鳥取県	宮崎県
条例名	熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例案	北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（2019年4月1日施行）	主要農作物種子条例（2020年4月1日施行）	山形県主要農作物種子条例（2018年10月16日施行）	栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（2020年4月1日施行）	埼玉県主要農作物種子条例（2018年4月1日施行）	新潟県主要農作物種子条例（2018年4月1日施行）	富山県主要農作物種子生産条例（2019年1月1日施行）	福井県主要農作物の品種の開発及び種子の生産に関する条例（2018年4月1日施行）	長野県主要農作物及び伝統野菜の種子に関する条例（2020年4月1日施行）	岐阜県主要農作物種子条例（2019年4月1日施行）	主要農作物種子生産条例（2018年4月1日施行）	鳥取県農作物種子条例（2019年7月4日施行）	宮崎県主要農作物等種子生産条例（2019年4月1日施行）
目的（趣旨）	第1条（目的） この条例は、主要農作物の種子の生産及び供給に関し、基本理念を定め、県の責務並びに採種団体、指定種子生産者及び主要農作物の生産者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保することを目的とする。	第1条(目的) この条例は、主要農作物等の種子の生産に関し、基本理念を定め、並びに道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、道が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保を図り、もって本道の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。	第1条（目的） この条例は、主要農作物の種子の生産及び普及に関し、基本理念を定め、並びに県、種子生産者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を推進し、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。	第1条（目的） この条例は、本県の農業の更なる発展を図る上で主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の低廉かつ安定的な供給が不可欠であることに鑑み、主要農作物の優良な種子の生産及び供給に関する計画の策定、種子を生産するほ場の審査その他の措置を講ずることにより、主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給を図ることで、本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を推進し、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。	第1条（目的） この条例は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給について、県の責務及び品種生産等計画策定者等の役割を明らかにするとともに、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関し必要な事項を定めることにより、本県の主要農作物の競争力の強化に資する奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の促進を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。	第1条(目的) この条例は、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び普及を推進し、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。	第1条（目的） この条例は、主要農作物の種子の生産について計画の策定、審査その他の措置を行うことにより、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を推進し、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。	第1条(目的) この条例は、県内外に流通する本県で生産される主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦および大豆をいう。以下同じ。）の種子に関し、生産、供給その他必要な事項を定めることにより、本県の主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び流通に寄与することを目的とする。	第1条（目的） この条例は、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦および大豆をいう。以下同じ。）の優良な品種の開発および優良な種子の生産に関し必要な事項を定めることにより、主要農作物の種子の品質の確保および優良な種子の安定的な供給を促進し、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を推進し、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。	第1条(目的) この条例は、主要農作物及び伝統野菜等（以下「主要農作物等」という。）の種子の生産等に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の種子の品質の確保および優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を推進し、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。	第1条(目的) この条例は、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を推進し、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。	第1条（趣旨） この条例は、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）に係る農業生産力の増進にとつて、優良な種子の生産が不可欠であることに鑑み、県が品質を管理し、かつ、安定的な生産を確保すべき主要農作物の品種の指定及びその種子の計画的な生産について必要な事項を定めるものとする。	第1条（目的） この条例は、種子の生産について、ほ場及び生産物の審査及び証明を毎年実施し、並びに奨励品種の決定その他の措置を行うことにより、農作物の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。	第1条(目的) この条例は、本県の主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関し、県の責務並びに採種団体及び指定種子生産者並びに生産者の役割を明らかにすることにより、主要農作物等の優良な種子の生産及び安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産を推進することを目的とする。
定義	第2条（定義） この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 主要農作物 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆（し、いずれも食用又は酒造用に供されるものに限る。）をいう。 (2) 優良な種子 主要農作物の種子のうち、その発芽率が高く、異物の混入が微量であること等第11条第5項の審査の基準に適合するものをいう。 (3) 採種団体 主要農作物の種子の生産及び供給に関する事項について、県及び農業者、農業者が組織する団体その他の関係者と協議等を行い、当該種子の生産及び供給に係る業務を行う団体をいう。 (4) 指定種子生産ほ場 譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場で、知事が指定したものをいう。 (5) 指定種子生産者 指定種子生産ほ場を営業者をいう。 (6) ほ場審査 指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。 (7) 生産物審査 指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。	第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主要農作物 稲、大麦、小麦及び大豆をいう。 (2) 主要農作物等 主要農作物並びに小豆、えんどう、いんげん及びそばをいう。 (3) 優良品種 道内に普及すべき主要農作物等の優良な品種として第8条第1項の規定により認定された品種をいう。 (4) 優良種子 優良品種の優良な種子をいう。 (5) 品種育成者 優良品種を育成しようとする者をいう。 (6) 種子生産者 道の委託若しくは第11条第1項の規定による指定を受けて優良品種の種子を自ら生産する者又は当該者に優良品種の種子の生産を委託するものをいう。 (7) 関係機関等 優良品種の種子の生産に関係する機関又は団体をいう。	第2条（定義） この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 主要農作物 稲、大麦、小麦及び大豆をいう。 (2) 種子生産者 主要農作物の種子を生産する者をいう。 (3) 関係機関等 主要農作物の種子の生産に関係する機関及び農業者団体をいう。 (4) 指定採種団体 第8条第1項の規定により指定された団体をいう。	第2条（定義） この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 奨励品種 県が育成（種苗法（平成十年法律第八十三号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する育成をいう。以下同じ。）をしたいちごその他の園芸作物の品種並びに稲、大麦、小麦及び大豆の品種のうち、第7条の規定により指定された品種をいう。 二 種苗法 第二条第三項に規定する種苗をいう。 三 特定農作物 いちご、稲、大麦、小麦及び大豆であって、奨励品種であるものをいう。 四 種苗生産等計画策定者 特定農作物の種苗の生産及び供給に関する計画（以下「種苗生産等計画」という。）を策定する者であって、知事が指定するものをいう。 五 種苗事業者 特定農作物の種苗の生産に関し種苗生産等計画策定者と協議等を行い、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて種苗の生産を行う者との間に特定農作物の種苗の生産に関する契約（以下「種苗生産契約」という。）を締結する者をいう。 六 種苗生産者 種苗生産契約に基づき特定農作物の種苗の生産を行う者をいう。	第2条（定義） この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主要農作物 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。 (2) ほ場審査 知事が、種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。 (3) 生産物審査 知事が、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。	第2条（定義） この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主要農作物 稲、大麦、小麦、大豆及びそばをいう。 (2) 伝統野菜等 県内において伝統的に生産されている野菜その他の農作物の品種であって、当該品種の種子の生産を継続する必要があると知事が認めたものをいう。 (3) 種子管理団体 第6条の規定により知事が指定する団体をいう。 (4) 種子生産者 主要農作物又は伝統野菜等の種子を生産する者をいう。 (5) 種子生産関係団体 主要農作物又は伝統野菜等の種子の生産に係る団体をいう。	第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主要農作物 稲、大麦、小麦、大豆及びそばをいう。 (2) 伝統野菜等 県内において伝統的に生産されている野菜その他の農作物の品種であって、当該品種の種子の生産を継続する必要があると知事が認めたものをいう。 (3) 種子管理団体 第6条の規定により知事が指定する団体をいう。 (4) 種子生産者 主要農作物又は伝統野菜等の種子を生産する者をいう。 (5) 種子生産関係団体 主要農作物又は伝統野菜等の種子の生産に係る団体をいう。	第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 特定農作物 稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。 (2) ほ場審査 原種ほ若しくは原原種ほ又は種子生産ほ場において栽培中の特定農作物の出穂、穂ぞろい及び成熟状況その他種子の品質の確保に関する事項について審査することをいう。 (3) 生産物審査 原種ほ若しくは原原種ほ又は種子生産ほ場において生産された特定農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況その他種子の品質の確保に関する事項について審査することをいう。 (4) 指定種子改良団体 法人又は団体であつて、第14条の規定による知事の指定を受けたものをいう。	第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主要農作物等 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆並びにそばをいう。 (2) 採種団体 主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関する事項について、県及び農業者団体その他の関係者と協議等を行い、当該種子の生産を行う団体をいう。 (3) 指定種子生産ほ場 譲渡の目的をもって、主要農作物等の種子を生産する者が経営するほ場で、知事が指定したものをいう。 (4) 指定種子生産者 指定種子生産ほ場を営業者をいう。 (5) 生産者 主要農作物等を生産する者をいう。					

全国種子条例対照表(13道県条例、熊本県条例案)

道県	熊本県	北海道	宮城県	山形県	栃木県	埼玉県	新潟県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	兵庫県	鳥取県	宮崎県	
基本理念	<p>第3条(基本理念) 主要農作物の種子の生産及び供給は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) 主要農作物の品質の維持を図るため、その優良な種子の安定的な生産及び供給を確保すること。 (2) 主要農作物の種子の産地の維持及び強化を図ること。この場合において、これまで培われてきた当該種子の生産に関する技術が失われないようにするとともに、地域の気候及び風土の特性に配慮すること。 (3) 主要農作物の優良な種子の重要性に対する理解を深め、県並びに採種団体、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者及び県民の相互理解の増進を図ること。</p>	<p>第3条(基本理念) 主要農作物等の種子の生産は、優良品種及び優良種子が貴重な財産であるとの認識の下に、優良種子の生産が主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に不可欠であることを旨として行われなければならない。 2 主要農作物等の種子の生産は、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。</p>	<p>第3条(基本理念) 主要農作物の種子の生産及び普及は、本県の農業の持続的な発展及び良質な主要農作物の安定的な供給に資することを旨として行われなければならない。 2 主要農作物の種子の生産及び普及は、県、種子生産者、関係機関等、指定採種団体その他の関係者が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。</p>							<p>第3条(基本理念) 主要農作物等の種子の生産は、優良な種子が主要農作物等の品質の確保及び安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであるという認識の下に行われなければならない。 2 主要農作物等の種子の生産は、他の品種との交雑及び種子の流通の国際化により種子の供給が不安定になるおそれがあることに鑑み、優良な種子が消費者への安全で安心できる食料の安定的な供給に資するものであるという認識の下に行われなければならない。 3 主要農作物等の種子の生産は、県、種子管理団体、種子生産者及び種子生産関係団体の相互の連携の下に行われなければならない。</p>	<p>第2条(基本理念) 主要農作物の種子の生産及び普及は、県内の種子の安定供給及び食糧の安全性の確保に資する 2 主要農作物の種子の生産及び普及は、生産地の気候、土壌等の生産環境及び消費者の嗜好に十分配慮して行われなければならない。 ことを旨として行われなければならない。 3 主要農作物の種子の生産及び普及は、県民の理解を得つつ、県及び農業者団体その他の関係者との連携及び相互理解の下に行われなければならない。</p>				
道県の責務	<p>第4条(県の責務) 県は、前条の基本理念(次条から第7条までにおいて「基本理念」という。)にのっとり、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、採種団体、指定種子生産者及び主要農作物の生産者と連携して前項の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。</p>	<p>第4条(道の責務) 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、主要農作物等の種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。 2 県は、前項の施策の推進に当たっては、品種育成者、種子生産者及び関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。</p>	<p>第4条(県の責務) 県は、主要農作物の種子の生産及び普及に関する施策を計画的に推進するものとする。 2 県は、県内の気象、土壌その他の自然的条件に適し、かつ、収量、品質その他の栽培上の特性及び利用上の特性を備えた主要農作物の品種の育成及び選定を行うものとする。 3 県は、前二項の責務を果たすため、必要な体制を整備するとともに、種子生産者、関係機関等及び指定採種団体との連携を図るものとする。</p>	<p>第2条(県の責務) 県は、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給に関する施策を計画的に推進するとともに、当該供給を図るために必要な体制の整備を図るものとする。 2 県は、前項の施策の推進に当たっては、採種団体(主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給に関する事項について県及び農業者その他の関係者と協議等を行い、主要農作物の優良な種子の生産及び供給を行う団体をいう。以下同じ。)、農業者その他の関係者との連携を図るものとする。</p>	<p>第3条(県の責務) 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関する施策を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第2条(県の責務) 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。 2 県は、施策推進に当たっては、農業者団体その他の関係者と連携を図るものとする。</p>		<p>第2条(県の責務) 県は、主要農作物の優良な品種の開発および優良な種子の安定的な生産に関する施策を計画的に推進するものとする。</p>	<p>第4条(県の責務) 県は、前条に定める基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、主要農作物等の種子の生産に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、種子管理団体、種子生産者及び種子生産関係団体と連携を図るものとする。</p>	<p>第3条(県の責務) 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を計画的に推進するとともに、当該施策の推進に必要な体制の整備を図るものとする。 2 県は、前項の施策の推進に当たっては、農業者団体その他の関係者との連携を図るものとする。</p>			<p>第3条(県の責務) 県は、この条例の目的を達成するため、県内に普及すべき主要農作物等の優良な品種について、当該品種の優良な種子の生産及び普及に関する施策を計画的に推進するとともに、当該施策の推進に必要な体制の整備を図るものとする。 2 県は、前項の施策の推進に当たっては、農業者団体その他の関係者との連携を図るものとする。</p>		

全国種子条例対照表(13道県条例、熊本県条例案)

道県	熊本県	北海道	宮城県	山形県	栃木県	埼玉県	新潟県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	兵庫県	鳥取県	宮崎県
県に代わって種子計画を策定する団体					<p>第4条(種苗生産等計画策定者の役割)</p> <p>種苗生産等計画策定者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、特定農作物の種苗に係る需給の見通し及び生産の動向を踏まえ、毎年度、種苗生産等計画を策定するものとする。</p> <p>2 種苗生産等計画策定者は、種苗生産等計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、知事と協議するものとする。</p>					<p>第5条(種子管理団体等の役割)</p> <p>種子管理団体は、基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を行うものとする。</p> <p>2 種子管理団体は、基本理念にのっとり、主要農作物等の種子の保存に努めるものとする。</p> <p>(種子管理団体の指定)</p> <p>第6条 知事は、第8条並びに第9条第2項及び第3項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を種子管理団体として指定するものとする。</p>			<p>第14条(指定種子改良団体)</p> <p>知事は、次の各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人又は団体を指定種子改良団体として指定することができる。</p> <p>(1) 奨励品種の決定、変更又は廃止</p> <p>(2) 種子計画の策定</p> <p>(3) 指定種子生産ほ場の指定、変更又は廃止</p> <p>(4) 知事に対し、種子生産振興計画の策定についての意見を述べること。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>3 指定種子改良団体は、名称その他の規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、名称その他の規則で定める事項を告示するものとする。当該事項について、前項の規定による変更の届出がされたときも同様とする。</p> <p>5 指定種子改良団体は、第1項各号の業務の運営上必要となる事項を規程で定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>第15条(知事による奨励品種の決定等)</p> <p>知事は、指定種子改良団体が指定された特定農作物の種類については、第3条第1項の規定による奨励品種の決定、第5条第1項の規定による種子計画の策定及び第10条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定を行わない。</p>	
品種育成者(採種団体)の責務(役割)	<p>第5条(採種団体の役割)</p> <p>採種団体は、基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第5条(品種育成者の責務)</p> <p>品種育成者は、基本理念にのっとり、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に資する主要農作物等の優良な品種の育成に努めるものとする。</p> <p>2 品種育成者は、優良品種を育成したときは、種子生産者が優良種子を安定的に生産するために必要な優良品種の種子の提供及び種子の生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>		<p>第3条(採種団体の役割)</p> <p>採種団体は、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び低廉かつ安定的な供給に努めるものとする。</p>						<p>第5条</p> <p>4 種子生産関係団体は、基本理念にのっとり、県が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するとともに、種子生産者に対する支援に努めるものとする。</p>				<p>第4条(採種団体及び指定種子生産者の役割)</p> <p>採種団体及び指定種子生産者は、主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関する第一義的責任を有していることを認識し、主要農作物等の優良な種子を安定的に確保するために必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 採種団体及び指定種子生産者は、県が実施する主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

全国種子条例対照表(13道県条例、熊本県条例案)

道県	熊本県	北海道	宮城県	山形県	栃木県	埼玉県	新潟県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	兵庫県	鳥取県	宮崎県
種苗事業者の役割					第5条(種苗事業者の役割) 種苗事業者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、種苗生産者との間に種苗生産等計画に即した種苗生産契約を締結するよう努めるものとする。 2 種苗事業者は、前項の場合において、種苗生産者が特定農作物の種苗の生産を行うほ場を選定し、その選定されたほ場における特定農作物の種苗の生産が適切に行われているかどうか及び当該生産に係る特定農作物の種苗が優良な種苗であるかどうかを確認するよう努めるものとする。									
種子生産者の責務(役割)	第6条(指定種子生産者の役割) 指定種子生産者は、基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の生産に必要な知識及び技術の向上を図り、当該種子を安定的に生産するよう努めるものとする。	第6条(種子生産者の責務) 種子生産者は、基本理念にのっとり、種苗法(平成10年法律第83号)に基づく生産又は調整に係る基準を遵守すること等によって主要農作物等の適正な栽培を行うことにより、優良種子を安定的に生産するよう努めるものとする。 2 種子生産者は、優良種子を安定的に生産するために必要な知識及び技術の向上に努めるものとする。	第5条(種子生産者の責務) 種子生産者は、県が実施する主要農作物の種子の生産及び普及に関する施策に協力するものとする。 2 種子生産者は、種苗法(平成10年法律第83号)に基づく生産及び調整に係る基準を遵守するとともに、主要農作物の種子の生産に必要な知識及び技術の向上を図ること等により、主要農作物の種子を安定的に生産するよう努めるものとする。	第4条(指定種子生産者の役割) 第7条第1項に規定する指定種子生産者は、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給の重要性に対する理解を深め、主要農作物の優良な種子の生産に努めるものとする。	第6条(種苗生産者の役割) 種苗生産者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、法第六十一条第一項の規定により定められた基準(同項に規定する指定種苗の生産及び調整に係るものに限る。)又は種苗生産契約を遵守し、特定農作物の種苗の生産を行うよう努めるものとする。					第5条 3 種子生産者は、基本理念にのっとり、主要農作物等の種子の適正な栽培を行い、優良な種子の生産に努めるものとする。				
関係機関等の責務		第7条(関係機関等の責務) 関係機関等は、基本理念にのっとり、道が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するものとする。	第6条(関係機関等の責務) 関係機関等は、県が実施する主要農作物の種子の生産及び普及に関する施策に協力するものとする。											
主要農作物の生産者の努力義務(役割)	第7条(主要農作物の生産者の役割) 主要農作物の生産者は、基本理念にのっとり、優良な主要農作物を消費者に供給するため、主要農作物の優良な種子を優先して使用するよう努めるものとする。								第10条(主要農作物の生産者の努力義務) 主要農作物の生産者は、毎年、優良な種子を利用し、優良な生産物を消費者に供給するよう努めるものとする。					第5条(生産者の役割) 生産者は、優良な種子の利用及び積極的な種子の更新を行うことにより、主要農作物等の優良な生産物を消費者に提供できるよう努めるものとする。 2 生産者は、県が実施する主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

全国種子条例対照表(13道県条例、熊本県条例案)

道県	熊本県	北海道	宮城県	山形県	栃木県	埼玉県	新潟県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	兵庫県	鳥取県	宮崎県	
優良品種・奨励品種の指定(選定)、試験・調査・開発等	<p>第8条(普及すべき主要農作物の品種の決定) 知事は、主要農作物の品種のうち、別に定める基準に適合するものを、県内において普及すべき品種として決定するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による決定をするに当たっては、必要な試験を行うものとする。</p> <p>第16条(稲品種の開発) 知事は、これまで県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、地域の気候及び風土に適した稲の品種を開発するよう努めるものとする。</p>	<p>第8条(優良品種等の認定) 知事は、収量、品質その他の栽培上又は利用上の特性が優良なものであることその他の知事が定める基準に適合すると認められる主要農作物等の品種を優良品種として認定することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による認定を行うに当たっては、あらかじめ、北海道優良品種認定審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 知事は、優良品種が第1項に規定する基準に適合しなくなったときその他優良品種として適当でなくなったと認めるときは、同項の規定による認定を取り消すことができる。</p> <p>5 第3項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。</p>	<p>第10条(優良品種の決定及び試験) 知事は、県内に普及を促進する主要農作物の優良な品種(以下「優良品種」という。)を決定するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により優秀品種を決定するために必要な試験(第19条において「優良品種決定調査」という。)を行うものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、主要農作物品種審査会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第9条(原種等の生産) 知事は、ほ場の設置等により、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種として決定したものその他知事が必要と認めるものについて、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原種(以下「原種等」という。)の生産を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定による県内に普及すべき主要農作物の優良な品種の決定に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により原種等の生産を行うほか、知事以外の者が経営するほ場において、原種等が適正かつ確実に生産されると認める場合は、当該ほ場を指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。</p> <p>4 第6条第2項の規定は前項の規定による指定について、前2条の規定は同項の指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。</p>	<p>第7条(奨励品種の指定) 知事は、県が育成をしたいちごその他の園芸作物の品種並びに稲、大麦、小麦及び大豆の品種のうち、県内における普及を促進すべき優良な品種であって、収量、品質等に関し優れた特性を有すると認めるものを奨励品種として指定するものとする。</p>	<p>第5条(在来種の生産及び維持) 県は、各地域において従来から生産されている主要農作物の生産及びその維持に協力するものとする。</p>	<p>第12条(優良な品種を選定するための調査) 知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種を選定するための調査を行うものとする。</p>	<p>第9条(優良な品種を選定するための試験) 知事は、県が普及すべき主要農作物の優良な品種を選定するための試験を行うものとする。</p>	<p>第9条(優良な品種を選定するための試験) 知事は、県が普及すべき主要農作物の優良な品種を選定するための試験を行うものとする。</p>	<p>第3条(優良な品種の開発) 知事は、県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、県内の気象、土壌その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発をするよう努めるものとする。</p> <p>2 知事は、前項の開発のため、多様な種子の収集およびその特性の評価を行い、本県農業に有用な遺伝資源を蓄積し、および利用するものとする。</p> <p>第4条(優良な品種を選定するための試験) 知事は、安定的な生産および普及を図る必要がある主要農作物の優良な品種を選定するための試験を行うものとする。</p>	<p>第7条(奨励品種の決定) 知事は、県内に普及すべき主要農作物として生産を奨励する品種(以下「奨励品種」という。)を決定するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の開発のため、多様な種子の収集およびその特性の評価を行い、本県農業に有用な遺伝資源を蓄積し、および利用するものとする。</p>	<p>第4条(奨励品種の決定) 県は、県内における生産を奨励すべき主要農作物の優良な品種(以下「奨励品種」という。)を決定するものとする。</p> <p>2 県は、奨励品種を選定するに当たっては、必要な試験等を行うものとする。</p>	<p>第2条(奨励品種の指定) 知事は、主要農作物の種類ごとに、県が特に品質を管理し、かつ、安定的な生産の確保を図る必要がある品種(以下「奨励品種」という。)を指定するものとする。</p> <p>2 奨励品種は、県内の多様な地勢、気候等の自然的条件に対応しなければならない。</p>	<p>第3条(奨励品種の決定等) 知事は、特定農作物の品種のうち、本県において普及すべき優良な品種(以下「奨励品種」という。)を決定するものとする。</p> <p>2 県は、農業に関する試験及び研究を行う県の機関(以下「試験場」という。)において、前項の規定による決定を行うために必要な試験を行うものとする。</p> <p>第15条(知事による奨励品種の決定等) 知事は、指定種子改良団体が指定された特定農作物の種類については、第3条第1項の規定による奨励品種の決定、第5条第1項の規定による種子計画の策定及び第10条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定を行わない。</p>	<p>第6条(優良な種子の計画的な生産) 知事は、優良な種子を計画的に生産するため、主要農作物等の優良な品種を選定するための試験を行うとともに、毎年度、優良な種子の安定的な生産に関する計画を策定し、当該計画に基づく原種及び原原種の生産及び指定種子生産ほ場の指定をするものとする。</p>
在来種等の維持										<p>第13条(伝統野菜等の種子の生産等に係る支援) 県は、伝統野菜等について、その生産を将来にわたって行うことができるようにするため、採種の技術の指導その他の種子の安定的な生産のために必要な施策を講ずるとともに、品種の維持のための種子の保存に対する支援を行うものとする。</p>					
種子生産振興計画等	<p>第15条(種子産地強化計画の策定) 知事は、将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保するため、県内における当該種子の産地の生産体制を強化する計画(以下この条において「種子産地強化計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 種子産地強化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 指定種子生産者及び指定種子生産ほ場の確保に関する事項</p> <p>(2) 主要農作物の優良な種子の生産技術に関する事項</p> <p>(3) 主要農作物の優良な種子の生産に係る施設及び設備に関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の産地の生産体制の強化に関し必要な事項</p> <p>3 知事は、種子産地強化計画を策定しようとするときは、採種団体、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者の意見を聴くものとする。</p> <p>4 第9条第3項及び第4項の規定は、種子産地強化計画について準用する。</p>										<p>第4条(種子生産振興計画) 知事は、優良な種子の生産及び普及を促進するための計画(以下「種子生産振興計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 種子生産振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 優良な種子の安定的な生産に必要な施設又は設備の整備に関する事項</p> <p>(2) 優良な種子の生産及び普及に必要な技術及び人材に関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、優良な種子の生産及び普及の促進に関し必要な事項</p> <p>3 知事は、指定種子改良団体を指定した場合において、種子生産振興計画を策定しようとするときは、指定種子改良団体の意見を聴くものとする。</p>				

全国種子条例対照表(13道県条例、熊本県条例案)

道県	熊本県	北海道	宮城県	山形県	栃木県	埼玉県	新潟県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	兵庫県	鳥取県	宮崎県
種子計画の策定	<p>第9条(種子生産計画の策定)</p> <p>知事は、毎年度、前条第1項の規定により決定した主要農作物の品種を対象として、主要農作物の種子の生産に関する計画(以下この条、次条第1項及び附則第3項において「種子生産計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>(1) 主要農作物の種子の需給の見通しに関する事項</p> <p>(2) 指定種子生産ほ場の面積に関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の生産に関し必要な事項</p> <p>3 知事は、種子生産計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>4 前項の規定は、種子生産計画の変更について準用する。</p>	<p>第9条(種子計画の策定)</p> <p>知事は、毎年度、優良種子の計画的な生産を行うための計画(以下この条において「種子計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 優良品種の種子の生産を行うほ場の作付面積</p> <p>(2) 優良品種の種子の生産量</p> <p>(3) 優良品種の種子の備蓄量</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、優良品種の種子の生産に関し必要な事項</p> <p>3 知事は、種子計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、種子計画の変更について準用する。</p>	<p>第7条(種子計画の策定)</p> <p>知事は、毎年度、主要農作物の種子の安定的な生産及び供給に関する計画(以下「種子計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 主要農作物の種子の需給の見通しに関する事項</p> <p>(2) 主要農作物の種子の生産を行うほ場の面積及び生産量に関する事項</p> <p>(3) 主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種(以下「原種等」という。)に関する事項</p>	<p>第5条(種子計画)</p> <p>知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画(以下「種子計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 主要農作物の種類別の種子を生産するほ場(以下「種子生産ほ場」という。)に関する事項</p> <p>(3) 主要農作物の原種及び原原種の生産に関する事項</p>	<p>第4条(種苗生産等計画策定者の役割)</p> <p>種苗生産等計画策定者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、特定農作物の種苗に係る需給の見通し及び生産の動向を踏まえ、毎年度、種苗生産等計画を策定するものとする。</p> <p>2 種苗生産等計画策定者は、種苗生産等計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、知事と協議するものとする。</p>	<p>第3条(種子計画)</p> <p>知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の生産に関する計画(以下この条において「種子計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 主要農作物の種子の需給の見通し</p> <p>二 主要農作物の種子の生産量</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の生産に関し必要な事項</p> <p>3 知事は、種子計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、種子計画の変更について準用する。</p>	<p>第3条(種子計画)</p> <p>知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に関する計画(以下「種子計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 種子計画の策定に当たっては、本県の主要農作物の種子の需給の見通し及び市場における本県の主要農作物の需給の動向を考慮するものとする。</p> <p>3 知事は、種子計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>3 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 主要農作物の種子の需給の見通しに関する事項</p> <p>(2) 主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する事項</p> <p>(3) 主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び原原種の生産に関する事項</p> <p>(4) 第5条の規定による指定種子生産ほ場の指定に関する事項</p> <p>(5) 第8条第2項の規定による指定原種及び指定原原種の指定に関する事項</p> <p>(6) その他主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関し必要な事項</p>	<p>第2条(種子計画の策定)</p> <p>知事は、毎年度、主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画(以下「種子計画」という。)を策定し、公表するものとする。</p> <p>2 知事は、種子計画の策定に当たっては、本県の主要農作物の種子の需給の見通し、県内外の市場における本県の主要農作物の需給の動向及び次条第1項に規定する指定種子生産団体その他の法人又は団体の意見を助長するものとする。</p> <p>3 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 主要農作物の種子の需給の見通しに関する事項</p> <p>(2) 主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する事項</p> <p>(3) 主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び原原種の生産に関する事項</p> <p>(4) 第5条の規定による指定種子生産ほ場の面積に関する事項</p> <p>(5) その他主要農作物の優良な種子の安定的な生産に関し必要な事項</p> <p>3 知事は、種子生産計画を策定し、または変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p>	<p>第8条(種子計画の策定)</p> <p>種子管理団体の長は、毎年度、奨励品種の種子の生産に関する計画(以下「種子計画」という。)を知事と協議して策定するものとする。</p> <p>2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 奨励品種の種子の需給の見通し</p> <p>(2) 奨励品種の種子の生産量</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、奨励品種の種子の生産に関し必要な事項</p>	<p>第5条(生産計画)</p> <p>県は、毎年度、奨励品種のうち県が種子供給に関する取組を行う品種(以下「対象品種」という。)の優良な種子の生産に関する計画(以下「生産計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 対象品種の種子の需給の見通し</p> <p>二 対象品種の種子の必要な生産量</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、対象品種の種子の生産に関し必要な事項</p> <p>3 県は、生産計画を策定するため必要があるときは、農業者団体その他の関係者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 県は、生産計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 前2項の規定は、生産計画の変更について準用する。</p>	<p>第3条(種子計画の策定)</p> <p>知事は、奨励品種の種子の生産に係る計画(以下「種子計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 種子計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 奨励品種の名称</p> <p>(2) 奨励品種ごとの作付面積</p> <p>(3) 奨励品種ごとの年間供給見込数量</p> <p>(4) 奨励品種ごとの年間需要見込数量</p>	<p>第5条(種子計画)</p> <p>知事は、毎年、その年における特定農作物の需給の見通し、種子の生産、流通及び備蓄の状況その他の事情を勘案して、奨励品種の種子の安定的な生産及び供給並びに必要な量の確保に関する計画(以下「種子計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>第15条(知事による奨励品種の決定等)</p> <p>知事は、指定種子改良団体が指定された特定農作物の種類については、第3条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定を行わない。</p> <p>2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 奨励品種の名称</p> <p>(2) 奨励品種ごとの作付面積</p> <p>(3) 奨励品種ごとの年間供給見込数量</p> <p>(4) 奨励品種ごとの年間需要見込数量</p>	<p>第6条(優良な種子の計画的な生産)</p> <p>知事は、優良な種子を計画的に生産するため、主要農作物等の優良な品種を選定するための試験を行うとともに、毎年度、優良な種子の安定的な生産に関する計画を策定し、当該計画に基づく原種及び原原種の生産及び指定種子生産ほ場の指定をするものとする。</p>	
指定種子生産団体の指定・業務			<p>第8条(指定採種団体の指定等)</p> <p>知事は、法人その他の団体であって、次項各号に掲げる業務を適正かつ確実の行うことができると認められるものを、その申請により、指定採種団体として指定することができる。</p> <p>2 指定採種団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 本県における主要農作物の種子の年間の需給の見通しを把握するための調査及びその結果の知事への報告に関する業務</p> <p>(2) 種子計画に基づく主要農作物の種子の生産及び供給に関する業務</p> <p>(3) 主要農作物の種子に係る残量処理、事故処理、及び災害補償に関する業務</p> <p>(4) 前三号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>3 第1項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 指定採種団体は、その名称その他規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。</p>				<p>第4条(指定種子生産団体の制定)</p> <p>知事は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を指定種子生産団体として指定することができる。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>3 指定種子生産団体は、その名称その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>第5条(指定種子生産団体の業務)</p> <p>指定種子生産団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 本県の年間の種類別及び品種別の主要農作物の種子の需給の見通しを把握し、知事に報告すること。</p> <p>(2) 種子計画に基づく種子の生産及び供給を行うこと。</p> <p>(3) 種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償を行うこと。</p> <p>(4) 前2号に掲げる業務に附帯</p>	<p>第3条(指定種子生産団体等の指定等)</p> <p>知事は、法人その他の団体であって、次項に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定種子生産団体として指定することができる。</p> <p>2 指定種子生産団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 県内外の市場における本県の年間の主要農作物の種子の需給の見通しを把握するための調査及び知事への報告に関する業務</p> <p>(2) 種子計画に基づく主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び供給に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(4) その他規則で定める業務</p>						

全国種子条例対照表(13道県条例、熊本県条例案)

道県	熊本県	北海道	宮城県	山形県	栃木県	埼玉県	新潟県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	兵庫県	鳥取県	宮崎県
原種及び原原種の生産	第14条(原種及び原原種の生産) 知事は、主要農作物の原種及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うための必要な主要農作物の原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならない。 2 知事は、県以外の者が経営するほ場において前項の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。 3 第10条第2項の規定は前項の指定について、第11条から前条までの規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。	第10条(主要農作物の原種及び原原種の生産) 知事は、優良品種(主要農作物に係るものに限る。)の種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産に必要な原原種の生産を行うものとする。	第14条(原種等の生産) 知事は、ほ場の設置等により、特定種子生産ほ場において優良品種の種子の生産を行うために必要な優良品種の原種等の生産を行うものとする。 2 知事以外の者が、その経営するほ場において、優良品種の原種等(知事が特定種子生産者に配布することを目的とするものに限る。)を生産する場合には、前三条の規定を準用する。	第9条(原種等の生産) 知事は、ほ場の設置等により、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種として決定したものその他知事が必要と認めるものについて、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うものとする。 2 前項の規定による県内に普及すべき主要農作物の優良な品種の決定に関し必要な事項は、知事が定める。 3 知事は、第1項の規定により原種等の生産を行うほか、知事以外の者が経営するほ場において、原種等が適正かつ確実に生産されると認める場合は、当該ほ場を指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。 4 第6条第2項の規定は前項の規定による指定について、前2条の規定は同項の指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。	第8条(奨励品種の原種苗等の生産) 県は、奨励品種の原種苗(種苗生産者その他の種苗の生産を行う者において優良な種苗の生産を行うために必要な原種及び当該原原種(当該原種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。)(以下「原種苗等」という。))の生産を行うものとする。 2 知事は、奨励品種の原種苗等の生産を適正かつ確実に行うことができる。と認める者は、奨励品種の原種等の生産を行う者(以下「原種苗等生産者」という。))として指定することができる。 この場合において、当該指定に係る奨励品種の原種苗等については、前項の規定にかかわらず、原種苗等生産者が生産を行うものとする。	第4条(原種及び原原種の生産) 県は、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び当該原原種に必要な原原種を生産を行うものとする。	第11条(原種及び原原種の生産) 知事は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うものとする。 2 知事は、知事以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。 3 第8条第2項の規定は前項の指定について、前2条の規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。	第8条(原種及び原原種の生産) 知事は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うものとする。 2 知事は、知事以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を、当該者の申請により、指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。 3 前2条の規定は、前項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。 4 県は、種子計画に基づき主要農作物の優良な原種を供給するため、当該原種の生産を行う施設を設置し、品種の選定、原種の管理その他必要な措置を講ずるものとする。	第6条(原種及び原原種の生産) 知事は、ほ場の設置等により、次条第一項に規定する指定種子生産ほ場において主要農作物(知事が安定的な生産および普及を図るに必要と認める品種に限る。以下この条において同じ。)の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を、当該者の申請により、指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。 3 前2条の規定は、前項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。 4 県は、種子計画に基づき主要農作物の優良な原種を供給するため、当該原種の生産を行う施設を設置し、品種の選定、原種の管理その他必要な措置を講ずるものとする。	第9条(主要農作物の原種、原種及び種子の生産等) 県は、種子計画に基づき、奨励品種の原種の生産に必要な原原種の生産、調達及び供給を行うものとする。 2 種子管理団体は、種子計画に基づき、奨励品種の種子の生産に必要な原原種の生産を行うものとする。 3 種子管理団体は、種子計画に基づき、奨励品種の種子の調達、需給の調整及び備蓄を行うものとする。	第6条(原種及び原原種等の生産) 県は、生産計画に基づき、原原種ほ(原種(優良な一般種子の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。))の生産を行うために必要な原原種(優良な原種の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。))の生産を行うほ場をいう。 2 県は、生産計画に基づき、生産した原種を一般種子を生産する者であつて配布が認められたものに配布するものとする。	第4条(原種等の生産) 県は、奨励品種に、優良な種子の生産に必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種を、県以外の方が経営するほ場において原種等が適正かつ確実に生産されると認められる場合は、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほ(以下「指定原種ほ等」という。))として指定することができる。 2 その経営するほ場において前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、各年ごとに知事に申請しなければならない。	第6条(優良な種子の計画的な生産) 知事は、優良な種子を計画的に生産するため、主要農作物等の優良な品種を選定するための試験を行うとともに、毎年度、優良な種子の安定的な生産に関する計画を策定し、当該計画に基づく原種及び原原種の生産及び指定種子生産ほ場の指定をするものとする。	
品種等の利用及び管理			第15条(品種等の利用及び管理) 知事は、県が育成した主要農作物の品種、優良品種の種子その他これらの生産に関する技術が適正に利用され、又は適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。											
ほ場の指定(設置)	第10条(ほ場の指定) 知事は、種子生産計画に基づき、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認めるほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。 2 その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。	第11条(ほ場の指定) 知事は、知事以外の者が経営するほ場において優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を優良品種の種子の生産を行うほ場として指定することができる。 2 第10条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなくてはならない。 3 知事は、第1項の規定による指定を受けたほ場(次条第1項において「指定種子生産ほ場」という。))において優良品種の種子が適正かつ確実に生産することができなくなつたと認めるときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。	第11条(特定種子生産ほ場の届出) 種子生産者は、知事から配布された原種等を用いて、前条第1項の規定により決定した優良品種の種子を、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて生産しようとするときは、あらかじめ、その経営するほ場の所在地その他規則で定める事項を知事に届けなければならない。 2 前項の規定により届出をしたほ場(以下「特定種子生産ほ場」という。))を経営する種子生産者(以下「特定種子生産者」という。))は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出るものとする。	第6条(種子生産ほ場の指定) 知事は、種子計画において主要農作物の種類別に定めた種子生産ほ場の面積を超えない範囲内で、主要農作物の優良な種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者が経営し、かつ、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認めるほ場を、指定種子生産ほ場として指定することができる。 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。			第8条(指定種子生産ほ場の指定) 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を種子計画に基づき指定種子生産ほ場として指定することができる。 2 その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。	第5条(指定種子生産ほ場の指定) 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を、当該者の申請により、指定種子生産ほ場として指定することができる。	第7条(指定種子生産ほ場の指定) 知事は、譲渡の目的をもって、または委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を、種子生産計画に定めた種子生産ほ場の面積を標準とし、指定種子生産ほ場として指定することができる。 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請をしなければならない。	第10条(種子生産ほ場の届出) 種子生産者(第8条第1項に規定する種子計画に基づき主要農作物の種子を生産する者に限る。次条及び第12条において同じ。))は、奨励品種の種子を生産するほ場(次条第1項各号において「種子生産ほ場」という。))を知事に届けなければならない。	第7条(一般種子生産ほ場の設置) 県は、生産計画に基づく種子の生産が行われるよう、農業者団体その他の関係者に対し、一般種子の生産を行うほ場(以下「一般種子生産ほ場」という。))の設置について指導するものとする。	第5条(原種の配布等) 知事は、前条の規定により生産した原種を、知事が別に定める基準を満たす者に対し配布するものとする。 2 知事は、前項の規定により原種を配布するとき、当該原種を使用して種子を生産すべきほ場を指定するものとする。 3 前項の規定によるほ場の指定は、種子計画に定める奨励品種ごとの作付面積の範囲内において行うものとする。	第10条(種子生産ほ場の指定) 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、特定農作物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。 2 その経営するほ場において前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、各年ごとに知事に申請しなければならない。 第15条(知事による奨励品種の決定等) 知事は、指定種子改良団体が指定された特定農作物の種類については、第3条第1項の規定による奨励品種の決定、第5条第1項の規定による種子計画の策定及び第10条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定を行わない。	第6条(優良な種子の計画的な生産) 知事は、優良な種子を計画的に生産するため、主要農作物等の優良な品種を選定するための試験を行うとともに、毎年度、優良な種子の安定的な生産に関する計画を策定し、当該計画に基づく原種及び原原種の生産及び指定種子生産ほ場の指定をするものとする。

全国種子条例対照表(13道県条例、熊本県条例案)

道県	熊本県	北海道	宮城県	山形県	栃木県	埼玉県	新潟県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	兵庫県	鳥取県	宮崎県
ほ場の審査	<p>第11条（審査） 指定種子生産者は、その経営するほ場については場審査を受けなければならない。</p> <p>2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。</p> <p>3 ほ場審査及び生産物審査（以下この条及び次条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によって行う。</p> <p>4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員又は知事が審査員として委嘱した者に、審査をさせなければならない。</p> <p>5 審査の基準及び方法は、種苗法(平成10年法律第83号)第61条第1項に規定する基準に準拠して知事が定める。</p> <p>6 第4項の規定による審査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第12条（ほ場審査証明書の交付） 知事は、審査の結果、当該主要農作物又はその種子が前条第5項の審査の基準に適合すると認めるときは、同条第3項の請求を行った者に対し、ほ場審査証明書又は生産物審査証明書を交付しなければならない。</p>	<p>第12条（ほ場審査及び生産物審査） 指定種子生産ほ場を経営する者（以下この条において「指定種子生産者」という。）は、次に掲げる審査を受けなければならない。</p> <p>(1) 場審査 指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物等の生育状況、成熟状況等についての審査</p> <p>(2) 産物審査 指定種子生産ほ場で生産された優良品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査</p> <p>2 第1項各号に掲げる審査は、指定種子生産者からの請求により行うものとする。</p> <p>3 知事は、前項の請求があったときは、当該職員に第1項各号に掲げる審査を行わせるものとし、その結果について指定種子生産者に対し通知するものとする。</p> <p>4 第1項各号に掲げる審査の基準及び方法は、知事が定める。</p> <p>5 第3項に規定する当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、指定種子生産者から要求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>第12条（特定種子生産ほ場の審査等） 特定種子生産者は、特定種子生産ほ場において栽培している優良品種の出穂、開花及び成熟の状況等について審査（以下この条において「ほ場審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、ほ場審査の結果、第5項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、特定種子生産者に対し、その旨を証する書面（以下「ほ場審査証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 特定種子生産者は、前項の規定によりほ場審査証明書の交付を受けた特定種子生産ほ場において生産された優良品種の種子の発芽の良否並びに不良な種子及び異物の混入状況等についての審査（以下この条において「生産物審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>4 知事は、生産物審査の結果、第5項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、特定種子生産者に対し、その旨を証する書面（附則第7項において「生産物審査証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>5 ほ場審査及び生産物審査は、特定種子生産者の請求により行うものとし、審査の基準及び方法は、知事が別に定める。</p> <p>6 知事は、特定種子生産者から前項の請求があったときは、その職員に審査をさせるものとする。</p>	<p>第7条（審査） 前条第1項の規定により指定した指定種子生産ほ場（以下「指定種子生産ほ場」という。）の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場において栽培している主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査（以下この条及び附則第5条において「ほ場審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、ほ場審査の結果、第7項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、その旨を証する書面（以下「生産物審査証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 指定種子生産者は、第5項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査（知事が指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。）を受けなければならない。</p> <p>2 指定種子生産者は、第5項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査（知事が指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査（以下この条及び附則第5条において「生産物審査」という。）を受けなければならない。）を受けなければならない。</p> <p>6 第4項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第11条（原種及び原原種の生産） 3 第8条第2項の規定は同項の指定原種又は指定原原種ほ場における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。</p>	<p>第9条（審査） 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場において栽培している主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査（以下この条及び附則第5条において「ほ場審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 指定種子生産者は、第4項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>3 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に審査をさせ、その結果を当該指定種子生産者に対し通知するものとする。</p> <p>5 審査の基準及び方法は、知事が定める。</p> <p>6 第4項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第8条（原種及び原原種の生産） 3 前2条の規定は、前項の指定原種又は指定原原種ほ場における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。</p> <p>4 県は、種子計画に基づき主要農作物の優良な原種を供給するため、当該原種の生産を行う施設を設置し、品種の選定、原種の管理その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第9条（審査） 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場において栽培している主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査（以下この条及び附則第5条において「ほ場審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 指定種子生産者は、第4項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>3 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に審査をさせ、その結果を当該指定種子生産者に対し通知するものとする。</p> <p>5 審査の基準及び方法は、知事が定める。</p> <p>6 第4項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第8条（原種及び原原種の生産） 3 前2条の規定は、前項の指定原種又は指定原原種ほ場における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。</p> <p>4 県は、種子計画に基づき主要農作物の優良な原種を供給するため、当該原種の生産を行う施設を設置し、品種の選定、原種の管理その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第6条（指定種子生産ほ場の審査等） 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、当該指定種子生産ほ場において栽培している主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査（以下この条及び附則第5条において「ほ場審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、ほ場審査の結果、第7項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、ほ場審査証明書を交付するものとする。</p> <p>3 指定種子生産者は、前項の規定によりほ場審査証明書の交付を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に審査をさせ、その結果を当該指定種子生産者に対し通知するものとする。</p> <p>5 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>6 知事は、ほ場審査の結果、第7項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、その旨を証する書面（以下「生産物審査証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>7 指定種子生産者は、前項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>8 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に審査をさせ、その結果を当該指定種子生産者に対し通知するものとする。</p> <p>9 審査の基準及び方法は、知事が別に定める。</p> <p>10 第6項の規定により審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第8条（原種及び原原種の生産） 3 前2条の規定は、前項の指定原種又は指定原原種ほ場における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。</p> <p>4 県は、種子計画に基づき主要農作物の優良な原種を供給するため、当該原種の生産を行う施設を設置し、品種の選定、原種の管理その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第8条（指定種子生産ほ場の審査等） 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場において栽培している主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査（以下この条及び附則第5条において「ほ場審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、ほ場審査の結果、第7項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、その旨を証する書面（以下「生産物審査証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>3 指定種子生産者は、前項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に審査をさせ、その結果を当該指定種子生産者に対し通知するものとする。</p> <p>5 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>6 知事は、ほ場審査の結果、第7項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、その旨を証する書面（以下「生産物審査証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>7 指定種子生産者は、前項の規定によりほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査（以下この条において「審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>8 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に審査をさせ、その結果を当該指定種子生産者に対し通知するものとする。</p> <p>9 審査の基準及び方法は、知事が別に定める。</p> <p>10 第6項の規定により審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第8条（原種及び原原種の生産） 3 前2条の規定は、前項の指定原種又は指定原原種ほ場における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。</p> <p>4 県は、種子計画に基づき主要農作物の優良な原種を供給するため、当該原種の生産を行う施設を設置し、品種の選定、原種の管理その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第11条（ほ場審査及び生産物審査） 種子生産者は、奨励品種の種子の品質を保つため、次に掲げる審査を受けなければならない。</p> <p>(1) ほ場審査（種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、生育状況等について知事が行う審査をいう。）</p> <p>(2) 生産物審査（種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査をいう。）</p> <p>2 前項各号に掲げる審査（以下この条において「審査」という。）は、種子生産者からの請求により行うものとする。</p> <p>3 知事は、前項の申請があったときは、当該職員に審査をさせ、その結果を当該指定種子生産者に対し通知するものとする。</p> <p>4 前項の規定によりほ場審査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 ほ場審査の基準および方法は、規則で定める。</p> <p>6 知事は、ほ場審査の結果、前項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、その旨を通知する。</p> <p>7 指定種子生産者は、前項の規定による通知に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、その発芽の良否、不良な種子および異物の混入状況等についての審査（以下「生産物審査」という。）を受けなければならない。</p> <p>8 第2項から第5項までの規定は、生産物審査について準用する。</p> <p>9 知事は、生産物審査の結果、前項において準用する第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、生産物審査証明書を交付する。</p> <p>第6条（原種及び原原種の生産） 3 次条第2項の規定は前項の規定による指定について、第8条の規定は同項の指定原種ほ場または指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。</p>	<p>第8条(審査) 県は、生産計画を実施するために必要な原原種は、原種ほ及び一般種子生産ほ場並びにこれらにおいて生産された種子について、ほ場審査（原原種は、原種ほ及び一般種子生産ほ場において栽培中の農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することを含む。）及び生産物審査（原原種は、原種ほ及び一般種子生産ほ場において生産された主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することを含む。）を行うものとする。</p> <p>(1) 種子生産ほ場において生産された優良品種の種子として備えるべき品質を確保していることと認められるときは、その旨の証明書を発行するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項第1号又は第2号の審査の結果に基づき、当該種子生産ほ場において種子の生産を行う者に対し、生産される種子の品質を確保するために必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>第12条（ほ場審査証明書の交付） 知事は、ほ場審査の結果、指定種子生産ほ場が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定めるほ場審査証明書を交付しなければならない。</p> <p>2 知事は、生産物審査の結果、特定農作物の種子が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定める生産物審査証明書を交付しなければならない。</p>	<p>第6条（種子生産ほ場及び種子の審査） 知事は、前条第2項の規定により指定したほ場（以下「種子生産ほ場」という。）で生産される種子の品質を確保するため、次に掲げる審査を行うものとする。</p> <p>(1) 種子生産ほ場において生産された優良品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査</p> <p>(2) 種子生産ほ場において生産された奨励品種の種子、穂ぞろい、成熟状況等についての審査</p> <p>第9条（原種証明書の交付） 知事は、ほ場審査の結果、指定原種ほ等が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定める原種ほ審査証明書又は原原種審査証明書を交付しなければならない。</p> <p>2 知事は、生産物審査の結果、原種ほ等が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定める生産物審査の結果、当該種子生産ほ場において生産された種子が奨励品種の種子として備えるべき品質を確保していることと認められるときは、その旨の証明書を発行するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項第1号又は第2号の審査の結果に基づき、当該種子生産ほ場において種子の生産を行う者に対し、生産される種子の品質を確保するために必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>第12条（ほ場審査証明書の交付） 知事は、ほ場審査の結果、指定種子生産ほ場が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定めるほ場審査証明書を交付しなければならない。</p> <p>2 知事は、生産物審査の結果、特定農作物の種子が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定める生産物審査証明書を交付しなければならない。</p>	<p>第8条（原種指定ほ等に係る審査） 指定原種ほ等の経営者（以下「指定原種等生産者」という。）は、知事の定めるところにより、その経営する指定原種ほ等について、ほ場審査を受けなければならない。</p> <p>2 指定原種等生産者は、次条第1項の規定により交付を受けた原種ほ審査証明書又は原原種ほ審査証明書に係る指定原種ほ等において生産された原種等について、知事の定めるところにより、生産物審査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項のほ場審査及び前項の生産物審査（以下この条において「審査」という。）は、指定原種等生産者の請求によって行うものとする。</p> <p>4 知事は、指定原種等生産者から前項の請求があったときは、職員をして審査をさせなければならない。</p> <p>5 審査の基準及び方法は、知事が別に定める。</p> <p>6 審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第9条（原種ほ証明書の交付） 知事は、ほ場審査の結果、指定原種ほ等が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定める原種ほ審査証明書又は原原種審査証明書を交付しなければならない。</p> <p>2 知事は、生産物審査の結果、原種ほ等が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定める生産物審査の結果、当該種子生産ほ場において生産された種子が奨励品種の種子として備えるべき品質を確保していることと認められるときは、その旨の証明書を発行するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項第1号又は第2号の審査の結果に基づき、当該種子生産ほ場において種子の生産を行う者に対し、生産される種子の品質を確保するために必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>第12条（ほ場審査証明書の交付） 知事は、ほ場審査の結果、指定種子生産ほ場が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定めるほ場審査証明書を交付しなければならない。</p> <p>2 知事は、生産物審査の結果、特定農作物の種子が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定める生産物審査証明書を交付しなければならない。</p>	<p>第6条（優良な種子の計画的な生産） 2 知事は、前項の規定により指定した指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物等の生育状況等及び当該ほ場において生産された主要農作物等の種子の発芽の良否等について審査し、その結果を指定種子生産者に通知するものとする。</p>	

全国種子条例対照表(13道県条例、熊本県条例案)

道県	熊本県	北海道	宮城県	山形県	栃木県	埼玉県	新潟県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	兵庫県	鳥取県	宮崎県
指導（監督・助言）等	<p>第13条（指導等） 知事は、採種団体及び指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の安定した生産及び供給の確保のために必要な助言及び指導を行うものとする。</p>	<p>第13条（指導等） 知事は、種子生産者に対し、主要農作物等の優良な種子の生産のために必要な指導、助言及び助言を行うものとする。</p>	<p>第9条（指定採種団体に対する監督等） 知事は、前条第2項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定採種団体に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができる。 2 知事は、指定採種団体が前条第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定採種団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずることを命ずることができる。 3 知事は、指定採種団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 第13条（特定種子生産者に対する指導等） 知事は、特定種子生産者に対し、優良品種の種子の品質の確保及び安定的な生産のために必要な指導、助言又は助言を行うことができる。</p>	<p>第8条（指導等） 知事は、採種団体及び指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産又は供給のために必要な指導、助言及び助言を行うものとする。</p>			<p>第6条(監督等) 知事は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定種子生産団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 知事は、指定種子生産団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定種子生産団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 知事は、指定種子生産団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 第7条（指定種子生産団体への情報の提供等） 知事は、指定種子生産団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うものとする。 第10条（指定種子生産者への情報の提供等） 知事は、指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び調製に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うものとする。</p>	<p>第4条(監督等) 知事は、前条第2項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定種子生産団体に対し、当該業務に関して報告を求め、又は必要な助言若しくは指導をすることができる。 2 知事は、指定種子生産団体が前条第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該指定種子生産団体に対し、当該業務の改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 3 知事は、指定種子生産団体が前項の規定による命令に違反したときは、当該指定を取り消すことができる。 第7条（情報の提供等） 知事は、指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産に関し必要な情報を提供し、又は助言若しくは指導をすることができる。 第10条（助言または指導） 知事は、主要農作物の優良な種子の生産のために必要があると認めるときは、指定種子生産者以外の者であって主要農作物の種子の生産又は流通に携わる者に対し、助言又は指導を行うものとする。</p>	<p>第9条（情報の提供等） 知事は、指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産に関し必要な情報を提供し、または助言もしくは指導をするものとする</p>	<p>第12条（主要農作物の種子の生産に係る支援） 県は、種子生産者及び種子生産関係団体に対し、主要農作物の優良な種子の生産のために必要な助言及び指導を行うものとする。 2 県は、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。 (1) 種子生産者の育成及び確保に関すること。 (2) 奨励品種の採種の技術の継承に関すること。 (3) 奨励品種の種子の生産の体制の整備に関すること。</p>	<p>第9条（助言等） 県は、生産計画に基づき、一般種子を生産する者又は一般種子を生産する者に種子の生産を委託した者に対し、優良な種子の生産及び普及のために必要な助言及び指導を行わなければならない。</p>	<p>第6条（種子生産は場及び種子の審査） 3 知事は、第1項第1号又は第2号の審査の結果に基づき、当該種子生産は場において種子の生産を行う者に対し、生産される種子の品質を確保するために必要な指導又は助言をすることができる。</p>	<p>第13条（指定原種等生産者等への指導） 知事は、指定原種等生産者及び指定種子生産者に対し、種子の生産に関する技術の指導を行うものとする。</p>	<p>第7条（指導等） 知事は、採種団体及び指定種子生産者に対し、主要農作物等の優良な種子の生産及び普及のために必要な指導、助言及び助言を行うものとする。</p>
審議会・審査会	<p>第16条（設置） 第8条第1項の規定による優良品種の認定（次条において「優良品種の認定」という。）について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道優良品種認定審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。 第17条（所掌事項） 審議会は、優良品種の認定及びその取消しに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。 第18条（組織） 審議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 (1)学識経験を有する者 (2)農業に関係する団体の役員 (3)消費者であって、主要農作物等に関する知見を有する者(4)第3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることができる。 第19条（会長及び副会長） 審議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員が互選する。 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 第20条（会議） 審議会の会議は、会長が招集する。 2 議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 第21条(会長への委任) この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p>第18条（設置） 知事の諮問に応じ、優良品種に関する重要事項を調査審議するため、主要農作物品種審査会（以下「審査会」という。）を置く。 第19条（所掌事務） 審査会は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 優良品種の決定基準に関する事項 (2) 優良品種決定調査に供される品種に関する事項（当該品種に係る優良品種決定調査の継続及び中止に関する事項を含む。） (3) 優良品種決定調査の方法に関する事項 (4) 優良品種の決定及び廃止に関する事項 (5) その他優良品種に関し必要な事項 第20条（組織等） 審査会は、委員十人以上以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体の役員又は職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 県の職員 3 前項第1号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第21条（会長及び副会長） 審査会に、会長一人及び副会長二人を置き、委員の互選によって定める。 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長があらかじめ定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。 第22条（会議） 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 第23条（幹事） 審査会に、幹事を置き、県の職員のうちから、知事がこれを任命する。 2 幹事は、審査会の所掌事務について、委員を補佐する。 第24条（会長への委任） この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</p>												

全国種子条例対照表(13道県条例、熊本県条例案)

道県	熊本県	北海道	宮城県	山形県	栃木県	埼玉県	新潟県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	兵庫県	鳥取県	宮崎県	
県民の理解の促進			第16条(県民に対する理解の促進等) 県は、主要農作物の種子の品質の確保及び安定的な生産の重要性について、県民の理解の促進に努めるものとする。 2 県は、主要農作物を生産する農業者に対し、特定種子生産者における優良品種の良質な種子の安定的な生産を維持するために、必要な協力を求めることができる。								第10条(県民の理解の促進) 県は、地域の農業の根幹を支える主要農作物の優良な種子の生産の重要性について、県民の理解を促進するため、啓発活動に努めるものとする。				
知的財産権の保護		第14条(知的財産権の保護) 知事は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。			第9条(知的財産権の保護等) 県は、種苗生産等計画策定者、種苗事業者、種苗生産者その他関係者と連携し、奨励品種のうち県が育成をした品種に係る知的財産権を保護するものとし、当該知的財産権の活用を努めるものとする。										
財政上の措置	第17条(財政上の措置) 県は、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第15条(財政上の措置) 道は、主要農作物等の種子の生産に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第17条(財政上の措置) 県は、主要農作物の種子の生産及び普及並びに主要農作物の品種の育成及び選定に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	第11条(財政上の措置) 県は、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	第10条(財政上の措置) 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給を促進するために、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	第6条(財政上の措置) 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。			第11条(財政上の措置) 県は、主要農作物の優良な品種の開発ならびに優良な種子の生産および普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	第14条(財政上の措置) 県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び安定的な供給に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第11条(財政上の措置) 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。		第16条(財政上の措置) 県は、奨励品種の種子の生産及び普及に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第8条(財政上の措置) 県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	
委任(補則)	第18条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第22条(規則への委任) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第25条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第12条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。	第11条(規則への委任) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第7条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。	第13条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。	第11条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。	第12条(委任) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第15条(補則) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。	第12条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。	第7条(補則) この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。	第17条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第9条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。	

|

